

○小美玉市議会報告会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小美玉市議会基本条例(平成27年小美玉市条例第16号)第7条に規定する議会報告会(以下「報告会」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(企画及び運営)

第2条 報告会の企画及び運営は、議会改革推進特別委員会(以下「委員会」という。)が行う。

(実施地区及び回数)

第3条 報告会は、小川地区、美野里地区、玉里地区で年1回以上開催する。

(報告内容)

第4条 報告会における内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動状況に関する事項
- (2) 常任委員会等の活動状況に関する事項
- (3) その他必要と思われる事項

2 議員は、報告会において報告等を行う場合は、自己の意見を述べてはならない。ただし、個々の意見を求められた場合は、この限りでない。

(班の構成及び編成)

第5条 報告会は、議員によって構成される班において実施することとする。

- 2 班は7人で構成し、3班編成とする。
- 3 議長は班に属さず、原則としてすべての報告会に出席するものとする。
- 4 班は、原則として各常任委員会の委員2人以上で構成し、委員会において決定するものとする。
- 5 各班に班長を置き、構成議員の互選により決定するものとする。

(役割分担)

第6条 報告会における役割分担は、次の各号に掲げるものとし、それぞれの班において決定するものとする。

- (1) 司会進行・・・1名
- (2) 議会報告・・・若干名
- (3) 記録・・・2名
- (4) 撮影・・・1名
- (5) 答弁・・・参加者全員
- (6) 会場設営・片付け・・・参加者全員

(会場等)

第7条 報告会の日程及び会場については、委員会において決定するものとする。

2 開催期日及び会場等の周知は、ホームページ、議会広報紙等を利用するものとする。

(報告会次第)

第8条 報告会の次第は概ね次に掲げるとおりとし、開催時間は、2時間程度とする。

- (1) 開会あいさつ 班長
- (2) 議長あいさつ 議長
- (3) 議会報告 報告者
- (4) 質疑応答 班全員
- (5) 意見交換会 班全員
- (6) 閉会あいさつ 班長

(配布資料)

第9条 報告会で配布する資料は、議会広報紙等を用い、各班共通の資料とする。ただし、必要がある場合には、各班において適宜準備するものとする。

(対応処理等)

第10条 班長は、報告会終了後、速やかに、報告会で出された意見等をまとめた報告書により委員会を経て議長に提出する。

2 議長は、前項の報告書をホームページ等に掲載するものとする。

3 議長は、提出された意見、提言等で委員会が重要と判断したもののうち、議会活動に対するものは議会運営委員会において協議することにより、市政に対するものは所管の常任委員会において協議することにより対処するものとする。

4 議長は、前項の対応処理結果については、ホームページ等に掲載するとともに、次回の報告会で報告するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会において協議して定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月4日から施行する。